

第四十三回国会 農林水産委員会 議 録 第七号

昭和三十一年二月十三日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事丹羽 兵助君

理事足鹿 覺君 理事東海林 稔君

理事小山 長規君 理事山中 貞則君

理事片島 港君

安倍晋太郎君 伊藤 轅君

倉成 正君 小枝 一雄君

坂田 英一君 寺島隆太郎君

中山 榮一君 野原 正勝君

松本 一郎君 米山 恒治君

中澤 茂一君 橋崎弥之助君

野口 忠夫君 安井 吉典君

湯山 勇君 稻富 稜人君

玉置 一徳君

出席政府委員

農林事務官 松岡 亮君

(農林経済局長)

農林技官 任田 新治君

(農地局長)

農林事務官 村田 豊三君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林事務官 中野 和仁君

(水産庁漁政部 協同組合課長)

専門員 岩隈 博君

二月十二日

林業信用基金法案(内閣提出第八一

号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

第一類第八号

農林水産委員会議録第七号

昭和三十一年二月十三日

る法律案(内閣提出第三〇号) 農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○橋崎委員 昨日わが党の安井、湯山両委員から各方面にわたる質問があったわけですが、あるいはその点と若干ダブる面があるかもしれませんけれども、なお重ねて念を押したい点がありますので、質疑を重ねたいと思うわけです。

まず、第四条と関連をして、毎年政府出資をするたびにこの法改正をしていく、こういうやり方について一体どのように考えておられるか、この点をお聞きしたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 御指摘のありましたように、毎年度増資をするたびに政府出資金の規定、第四条第一項を改正して参るといふことは、確かに煩瑣といへば煩瑣でありますし、資本金といふものはできるだけ世間一般に公示される方が望ましいのでございますが、これはある時期が参りますと農林公庫の資本及びそのほかの借入金等を含めまして毎年増資をする必要がなくな

なる時期がくるのではないかと、こういうふうに考えておられるわけでありまして、つまり資本なり自己の積み立てが相当充実して参りますと、それ自体で回転する時期がくるのではないだろうかというところも考えられますと、一方では当面はやはり毎年度の予算によつて資本を追加していく必要がございますので、やはりこういう形でございまして毎年規定を改正するという方式をとらざるを得ないというふうに考えております。

○橋崎委員 さのう湯山委員からも質問があったと思うのですけれども、すでにこの法第一条の目的というのは実情と合わないようになっておるのではないかと思われるわけですね。そこでその第一条とも関連をし、資本金も不明確であるし、そういう点とも関連して、第一条、第四条というものはこの際改正すべきではないだろうか。第一条の目的死文化の点とも関連して重ねてお伺いしたい。

○松岡(亮)政府委員 第一条の目的は、農林漁業金融公庫の金融機関としての性格を明らかにしておるわけでございます。これは他の金融機関が融資することは困難な資金を融通するという農林公庫の性格を示しておると考へるのでございます。この金融機関としての性格は、現状において変へる理由はないではないか、かように考へておりますが、資本金の方は、今御指摘がありましたように、たとえば農林公庫の資本は二千億円とする、それで

二千億円に達するまで、毎年度予算の範囲内で出資するというような規定の仕方もございますけれども、商法による一般の会社とか、そういうものの資本金も現在は払い込みの資本金を公告する、あるいは登記するということに進められておりますように、農林公庫の資本金も、公称資本というように形で掲げますよりは、実際に出資された額を明示するという方が望ましいのではないかと。しかも当面はやはりそれを毎年度の予算で増資していくという形をとらざるを得ないということから、こういう改正の方式をとって参るのはやむを得ないことではないかと、かように考へるのでございます。

○橋崎委員 第一条の目的でございますが、金融機関としての性格ではなしに、中金やその他の金融機関から借りることが困難な場合にその使命を果たすというふうになっておるわけですね。ところが、すでに他金の金融機関とダブって、同じ条件で貸されておるものが出てきておる現状についてどう思われるかということをお聞いしておるわけですね。

○松岡(亮)政府委員 御指摘の問題は、新制度について申し上げますと、農業構造改善事業推進資金と畜産経営拡大資金、果樹につきましても同様のことがございますが、それらの問題かと思ひます。これは形式的には農林中央金庫なり系統で出してありますものと重複があるようになっておりますが、系統の金融機関では、末端の組合

に参りますと、原資が足りませんとかあるいは貸付条件を二十年、二十五年という長期のものにいたしますと、系統の原資は比較的それほど長くない資金でございますからそういうふうな運用ができないということ、実質的には、農林公庫資金は財政資金ということで、その長期運用の可能性からいまして民間資金と重複はしないということが言えると思つております。それと構造改善資金にしましても、果樹にしましても、畜産にしましても、新制度に盛られておりますのは非常に政策的な色彩の強い融資でございます。一定の国の目的を追求してそれを推進するために財政資金を融資するということになっておりますので、実質的な重複はない、かように考へるのでございます。

○橋崎委員 やはり真剣に第一条、第四条の問題は御検討なさる必要があるのではないだろうかと思つておるわけですね。それから、昨日湯山委員の質問の中で、貸付計画の問題と関連をして四〇%は翌年回したというお話があった。それが結局貸付計画の八百七十億と原資の八百六億の差になって現われてきておると思つておるわけですね。実績はさうかもしれませんが、しかし、そのように四〇%先に回すというワケを先にきめたこととやっぱり実績がそのようになつてくるのではなからうか。その年の計画の四〇%をあらかじめ翌年回しにするという考え方は一体どうでしょう、お考えを承りたい。

○松岡(亮)政府委員 御指摘の問題は、新制度について申し上げますと、農業構造改善事業推進資金と畜産経営拡大資金、果樹につきましても同様のことがございますが、それらの問題かと思ひます。これは形式的には農林中央金庫なり系統で出してありますものと重複があるようになっておりますが、系統の金融機関では、末端の組合

○松岡(亮)政府委員 確かに問題のところでございますが、これは農林公庫の融資が毎年度計画をつくりまして、その計画は農林公庫が年度内に貸付決定を行なうというものの計画になって国会に提出されておるのでございませぬ。これはあらためて申し上げるまでもないことですが、農業関係の資金需要というものはどうも年度後半に大きく出て参る、ことに事業をやる関係は農繁期を避けて農閑期に行なわれるというようなことから、毎年度どうも年度後半に資金の融資の申請が殺到するという事情にあるのでございませぬ。そのために過去におきましては年度間の貸付決定が計画の五〇%しかなかったというような事例もあったのでございませぬが、漸次改善いたしまして、現在は当該年度の計画で年度内に決定されるものが六〇% 前年度から繰り越されて、前年度に貸付決定が行なわれたけれども当該年度で融資が行なわれるものが四〇%、それから同じように貸付決定は年度内に行なわれるけれども翌年度において資金が交付されるものが四〇%というところで、四〇%ずつずれて資金が交付されるという実情になっておるわけでございます。また、できるだけ年度内に資金を交付するように努力いたしておりますが、ある程度農業関係の融資と制度が貸付決定の計画を立てるというこのためにこのようになぜか生じておることを申し上げるのが適当かと思っております。

○榑崎委員 お答えてございますけれども、やはりワク一ばい貸すという努力の方を先にすべきであって、ワクをあらかじめ設定して翌年回しをするという

いうことは私は考え方の筋としてはおかしいのではないかと、このように思うわけですが、重ねてお答えを願いたい。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう点御指摘の通りでございます。これは私の説明が今不十分であったのでありますが、計画は貸付決定の計画を立てておるのでございませぬ。それでそれはそのまま融資の計画ではないということに制度が技術的に定まっておるためにずれが出るということは確かにあるのでございませぬが、しかし、貸付決定と資金交付つまり融資との間にはできるだけ短縮するということは御指摘の通り望ましいのでありますので、できるだけ御趣旨に沿うように今後も努力して参りたい、かように考えます。

○榑崎委員 昨日安井委員からの御質問の中に、三十七年度にすでに借りた資金と今度の構造改善資金で借りる場合のアンバランスはできるだけなくするようにするということお答えがあったわけですが、この点附則の第二項とも関連してもう一度確認をしたいと思っております。

○松岡(亮)政府委員 改正法律案の附則第二項におきまして、新制度の条件を適用するのは昭和三十八年度から貸付契約をしたものであって、それ以前のものには「従前の例による。」という規定を設けてあるわけでございます。これが原則としてこうでなければならぬと思っておりますけれども、構造改善事業の關係は、これは政府が特に推進しておりますし、計画的に三年間でやってもらうわけでございます。まじめに早く事業を始めた人が不利益をこうむるということは妥当でない

と思っておりますので、そのようなことがないように、運用上は十分工夫して参りたいと思っております。実際問題としましては、本年度は構造改善事業の初年度であります関係で、指定がおくれました、従って事業計画の承認もおくれ、特にその内容を見ますと、ほとんどが補助事業を先にやって融資の単独事業は第二年度からやる、こういうような事情にもなっておりますので、実際問題としてはあまり問題は出ないと思っておりますが、考え方といたしましては運用上も不公平のないようにいたしたい、かように考えます。

○榑崎委員 今の点は沿岸漁業の構造改善事業推進資金も同様に考えておられるのでしょうか。三十七年度案件は少なかつたようでありませぬけれども、考え方として……

○松岡(亮)政府委員 同様に措置して参りたいと思えます。

○榑崎委員 きのも問題になったのですけれども、自作農の維持資金は従前通りの条件に置いておるということについて、局長はその条件は妥当であるとか間合っているとか言われたわけですが、その辺、妥当とか間合っているとか言われる局長のお考えの根拠をこの際承っておきたい。

○松岡(亮)政府委員 昨日間に合っているという言葉を使いましたのは、まさに適当でございます。この際改めさせていただきますと思っております。現状の自作農維持創設資金、ほかのいろいろな融資に比しまして、条件としては非常にいい方に属すると思っております。金利は五分でございますが、二十年という償還期限で、そ

れらを考え合わせますと、ほかにこれに匹敵する資金というものはあまりない。そういう関係で、現状においてこれで完璧であるとは申し上げませんけれども、まあまあこの辺の条件で一応妥当ではないか、こういうふうに考えております。ただ土地取得資金を新制度に入れます趣旨は、従来の消極的な自作農維持という建前を突き破って、農業人口が減少しつつありますし、土地の売買もふえて参りましたので、この際経営規模の拡大を大いに促進するという意味で条件を特によくしよう、こういう考えに基づいて経営規模の拡大を促進するというねらいを持って条件を改善しておる。こういうように御理解を願いたいと思っております。

○榑崎委員 維持資金の条件についてはわれわれは局長の考えと違うので、やはり取得資金並みの考え方をすべきではなからうかと思っております。取得資金の貸付限度を八十万円にされておりますが、八十万円にされたその根拠を一つお伺いしたいと思っております。

○松岡(亮)政府委員 これは現在五分、二十年の条件で四十万円の限度になっておるのでございますが、今も申し上げましたように、条件を緩和しまして、できるだけ償還を容易にする、それで積極的に経営規模の拡大を促進するということで条件を改善したわけでありませぬが、金利はいかにあるべきかというようなことは、これは安い方が望ましいと申し上げたいと思っておりますが、きのうも申し上げましたように、理論的なかなか一義的にきめることは困難でございます。従って償還はどのような条件にすべきか、何年に

すべきか、幾らを限度として貸し付けべきかということもまた相当むずかしい問題でございます。そういうこともありまして、これで絶対いいということも申し上げるわけではございませぬが、農家経済の余剰調査に基づきまして出て参ります農家の経済余剰というものをにらみ合わせまして、四分あるいは四分五厘の条件でどのくらいまで貸し付け得るか、あるいはどのくらい年間償還し得るかというようなことをいろいろ勘案いたしまして、現状の倍額の八十万円にする、こういう結論を出したわけでありませぬ。

○榑崎委員 根拠としては、今の御説明ではまるで具体的にないわけですが、一昨年度でございますし、貸付限度三十万円のときには、しかるべき根拠を言われたわけですが、大体どのくらいの過去の実績によって、調査によって、どのくらいの農家が平均どのくらいの農地の取得をやつていく、それでこの程度ということが一つ。それから今のお話のあった償還能力、経済状態から考えて説明があったわけですが、今の局長の御説明はさっぱり具体的にないのですけれども、私はやはり土地の流動性があるいはこの一、二年の農家の所得の実態なり、それを基礎にされて出されたのだと思っておりますが、その辺の基礎の考え方についてもう少し具体的にありませぬらお伺いしたい。

○松岡(亮)政府委員 この一、二年、農業人口が減ると全くと全くと相関関係を示しながら、土地の売買が増加しておるのでございます。それらを分析して参りまして、大体一件当たりどのくらいの土地の売買が行なわれてい

るかを考え合わせますと、ほかにこれに匹敵する資金というものはあまりない。そういう関係で、現状においてこれで完璧であるとは申し上げませんけれども、まあまあこの辺の条件で一応妥当ではないか、こういうふうに考えております。ただ土地取得資金を新制度に入れます趣旨は、従来の消極的な自作農維持という建前を突き破って、農業人口が減少しつつありますし、土地の売買もふえて参りましたので、この際経営規模の拡大を大いに促進するという意味で条件を特によくしよう、こういう考えに基づいて経営規模の拡大を促進するというねらいを持って条件を改善しておる。こういうように御理解を願いたいと思っております。

○榑崎委員 維持資金の条件についてはわれわれは局長の考えと違うので、やはり取得資金並みの考え方をすべきではなからうかと思っております。取得資金の貸付限度を八十万円にされておりますが、八十万円にされたその根拠を一つお伺いしたいと思っております。

○松岡(亮)政府委員 これは現在五分、二十年の条件で四十万円の限度になっておるのでございますが、今も申し上げましたように、条件を緩和しまして、できるだけ償還を容易にする、それで積極的に経営規模の拡大を促進するということで条件を改善したわけでありませぬが、金利はいかにあるべきかというようなことは、これは安い方が望ましいと申し上げたいと思っておりますが、きのうも申し上げましたように、理論的なかなか一義的にきめることは困難でございます。従って償還はどのような条件にすべきか、何年に

明確にしたいだきたい。

○松岡(元)政府委員 この事業は、大體農業構造改善の場合もそうでありますが、できるだけ補助なり融資の基準は国から示しますけれども、自主的な計画を立ててもらいまして、特にこの場合は知事の立てる計画というものに対して国が助成いたしまして推進するという方式をとっておるのでございます。国自身がその事業の運営に当たるといふ性格ではございませんで、民間において自主的に立てられる計画、あるいは自治体の計画に対して、それを促進していくという形式で行政措置をとっておりますので、法規の基礎があつた方が明確にはなるかと思ひますが、必ずしも法規の根拠がなくてもよろしいのではないか、かように考へております。

○榑崎委員 これは農業構造改善事業の場合と同じように、これほどの事業を十年近くにわたってやるわけですから、相当の根拠がなくては、これが一体どのくらい長続きするのか、その保証がないわけでしょう。農業の構造改善事業の場合と同じような意味において、これは何らかの法的な規定が要るとわれわれは思ひますが、あなた方で考へていらつしやるのは全然——これは通達なりそういうものでやつていく、この点については非常にわれわれとしては疑義があると思ひますけれども、重ねてお伺ひしたいと思います。

○松岡(元)政府委員 もとより私も、沿岸漁業等振興法が成立いたしましたので、それを直接の根拠としてございませぬが、その裏づけの施策としてこの沿岸漁業構造改善事業を推進していくと

いう態勢をとるのは望ましいのでございませぬけれども、法律制度といたしましては、必ずしも現在の事業につきましても法根拠が要る——毎年度予算において確保して参りますれば、実際の運営においては、支障を来たさぬ。かように考へておるのであります。十年間の計画というより長期的な計画ではございませぬけれども、政府といたしましては、こういう規模の事業は今後とも必要な資金を確保する。あるいは補助を確保して参る考へでございませぬ。この程度のこととしては、特にどうしても法律がなければ困るというこゝろではないと思ひます。

○榑崎委員 先ほど沿岸漁業の構造改善促進対策要綱の御説明を承つたのですが、もう少し具体的に出してもらはないと検討のしようがないと思ひます。全貌を出していただきたいと思ひます。——ちょっと重ねて……。大體この構造改善事業の全貌をこゝへ資料として出すくらいであれば、審議されぬぢやないですか。資金的にも、あるいはいろいろな計画があると思ひますが、そういうものを出していただくかぬと審議のしようがないと思ひますがどうでしょうか。——それでは、その責任ある資料を出して、らつてこの点は続けると思ひます。三十七年度から入られておると思ひますが、現在までの作業状態をお伺ひしたいと思います。

○中野説明員 三十七年度からこの事業の実施に入っておりますが、この前提といたしまして、三十六年度から調査に入っております。これのやり方といたしましては、原則として二年の調査をいたしまして、それから知事が構

造改善計画を立てるわけでございます。すでに実施に入っておりますのは現在五県でございます。それは宮城県、愛知県、山口県、長崎県それから京都、こういうふうになっておりました。この五県につきましての初年度の補助事業費は約四億ということになっております。

そして、やっております事業は県によつて違つておりますが、たとえば宮城県におきましては、ノリ漁業の浚渫あるいは沖合のカキの養殖保全施設、ノリ保管倉庫、水産物の保管倉庫というふうなものをやっております。また長崎県におきましては共同集荷いたしました鮮魚を京阪神の方に送る活魚運搬船、あるいは小型船の集団的な操業をやつていくための指導船、こういうものをつくつてやっておりますわけです。そのほかに、調査が済みました八県について事業実施の段階に入る、こういうことになっております。

以上が補助事業でございますが、融資事業につきましては、先ほど経済局長からお話がありました、この計画がややおくれておりましたが、現在われわれの手に、初年度の融資の申し込みといたしまして約五件、合わせまして一億五千万円程度の計画が参つておつて、現在審査をいたしておる段階に至つております。

三十七年度の状況は大体以上の通りでございます。

○榑崎委員 三十八年度に予定をされておる八地域というのは、どこどこですか。

○中野説明員 三十八年度は岩手県、秋田県、千葉県、静岡県、三重県、兵

庫県、和歌山県、広島県、以上八県であります。

○榑崎委員 この事業は経営近代化事業と漁業改良造成事業とに大別する、そういうことでございませぬ。そこでその事業を五段階に区分されておると聞いておるわけですが、さうでございませぬか。

○中野説明員 さうでございませぬ。

○榑崎委員 さうすると、その五段階の補助額その他は資料を見てあとで質問すると思ひまして、その五段階に分けられた区分に応じて、地域の具体的な予定と申しますか、さういふものはすでにできておるのでございませぬか、四十二地区にわたつて。

○中野説明員 この作業を最初にわれわれの方で実施いたしました際に、県におきまして、水産物が非常に量的に多いところ、あるいは盛んなところ、それからノリの地帯、いろいろなところがございます。それから、大體全国をA・B・C・D・Eといひますか五つのランクに分ける作業を全部やりまして、全部一応各県、このクラスであるといふことをきめてございます。

○榑崎委員 その資料はいただけますでしょうか。

○中野説明員 午後からお出ししたいと思つております。

○松岡(元)政府委員 具体的な、どの県をどのランクに入れるというふうな点につきましては、あるいは御提出することを差し控へさせていただきますと思ひますが、ランクをどういふふうにきめるといふような考へ方その他、できる限りの資料を提出したいと思ひます。

○榑崎委員 さうすると先ほどの課長の御答弁と今の局長の御答弁とは違つたわけですが、きまつておるのだったら、その予定だけでもどうして発表されないのですか。

○松岡(元)政府委員 きまつておる分については出さしていただきます。

○榑崎委員 さうすると、四十二地域の未指定分については出されぬ、さういふことですか。

○松岡(元)政府委員 さういふことでございませぬ。決定してないものについては差し控へさせていただきます、かように考へます。

○榑崎委員 そこで、一応この問題に關連してお伺ひしておきたいのですが、一番新しい資料で、漁業の就業人口、それから他産業へ吸収されておる、毎年減つておると思ひます。その減つておる年間の率、それから漁業の経営態、一番新しいのをちよつと伺ひしておきたいと思ひます。

○中野説明員 手元に持つておられますので、後ほど資料としてお出ししたいと思ひます。

○榑崎委員 その辺の問題が明確になつておらぬと、大體この資金の目的が一体どういふところにあるのか、構造改善事業とも關連をしてこれはお伺ひをしなければならぬところだと思ひます。きまつていないといふことですからやむを得ないと思ひますけれども、……

次に、農業に比べて漁業は特にやばい条件が悪いと思ひます。それに対して補助率が、平均してこれはどのくらいになっておりますか。

○中野説明員 事業の種類によつて補助率が違つておりますが、例を申し上げますと、漁場改良事業につきまして

の御答弁と今の局長の御答弁とは違つたわけですが、きまつておるのだったら、その予定だけでもどうして発表されないのですか。

○松岡(元)政府委員 きまつておる分については出さしていただきます。

○榑崎委員 さうすると、四十二地域の未指定分については出されぬ、さういふことですか。

○松岡(元)政府委員 さういふことでございませぬ。決定してないものについては差し控へさせていただきます、かように考へます。

○榑崎委員 そこで、一応この問題に關連してお伺ひしておきたいのですが、一番新しい資料で、漁業の就業人口、それから他産業へ吸収されておる、毎年減つておると思ひます。その減つておる年間の率、それから漁業の経営態、一番新しいのをちよつと伺ひしておきたいと思ひます。

○中野説明員 手元に持つておられますので、後ほど資料としてお出ししたいと思ひます。

○榑崎委員 その辺の問題が明確になつておらぬと、大體この資金の目的が一体どういふところにあるのか、構造改善事業とも關連をしてこれはお伺ひをしなければならぬところだと思ひます。きまつていないといふことですからやむを得ないと思ひますけれども、……

次に、農業に比べて漁業は特にやばい条件が悪いと思ひます。それに対して補助率が、平均してこれはどのくらいになっておりますか。

○中野説明員 事業の種類によつて補助率が違つておりますが、例を申し上げますと、漁場改良事業につきまして

は大体が十分の五、半分でございませぬ。ただし大型魚礁につきましては十分の六。それから県の義務負担がございまして、全体の三分の一は県が持つこととございまして、地元負担は六分の一ということになります。ただ、大型魚礁は残りの十分の四を県が持ちます。それから経営近代化促進対策の方は、仕事の種類によってまちまちでございまして、最高、国で半分、その場合には県が必ず三分の一、従いまして地元は六分の一ということになるわけでありませぬ。たとえは流通改善のような事業におきましては、国の方で十分の三、県で十分の二、地元負担十分の五、こういうふうな仕事の種類によって補助率を変えてございませぬ。

○橋崎委員 先ほど申しましたように、今日の沿岸漁業というものは非常に疲弊しておるわけですから、単なる産業政策としてこれを見るよりも、社会政策的な観点からこれを取り上げる必要があるのではなからうか。そういう点から見ると、この補助率というのは非常に少ないとわれわれは思わざるを得ないのですが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○中野説明員 その点、われわれの方でも十分検討いたしました。国の方では今申し上げましたようなことになっておりますが、県の方を必ず義務負担していただくということになっております。関係上、地元の場合先ほど申し上げましたように六分の一ないし半分、こういうふうなことになるわけでありませぬ。県が出すだけは地元が助かる。それからもう一つは、町村段階におきまして、町村でもやはり義務的ではございませぬけれども、一部の町村では補助をしていただくということになれば地元負担が減るということになるかと思つては、公庫の方から補助残融資を出すということにしております。

第一類第八号 農林水産委員会議録第七号 昭和三十八年二月十三日

ませんけれども、一部の町村では補助をしていただくということになれば地元負担が減るということになるかと思つては、公庫の方から補助残融資を出すということにしております。

○橋崎委員 この点については、私も今の御説明を聞いてもまだまことに不十分であると思つております。私どもとしては補助率は八〇%以上くらないで、また利子の点は三分五厘、あるいは補助のある事業についてはこれもやはり高過ぎると思つては、償還期限の点もわれわれとしては三十年くらいにすべきであらう、このように思つておるわけでございますけれども、この点は今後とも努力をしてもらわねばいけませんと思つては、

○中野説明員 数字的には私、今ちょっと申し上げかねるわけでございますが、たとえば本年度すでに審査をやりました五県につきましては、一方だけとすれば愛知県のように工業地帯をつくって埋め立てがある、そうしますと、その沖合に漁場をつくるというふうな県の計画も出てきてございませぬ。そういうふうなことで、この計画を具体的には水産庁に上がってございませぬ。審査する段階におきまして、どの部分はどうな漁場に今後していこうかというふうな具体的な計画を県ごとに立てるといふことで考えて参つております。

○橋崎委員 さらにノリに關係をいたしまして、生産は伸びておりますけれども、需要の方との關係は一体どのように見られておるか。これは膨大な投資を行なつて漁場をつくつていくわけですが、償却の問題とも関連をいたしまして、需要との見合いをはつきりしておかぬと、価格は現に下がつておるし、そういう点の見通しについてお伺いします。

○橋崎委員 ないようにといつたつて、そういう一片の言葉でそういうことがとめられるわけのものではないわけですね。それで大体新しく造成する余地がまだあるかどうか、その辺もどのくらいつかんでおられるか、お伺いしておきたいと思つては、

○中野説明員 数字的には私、今ちょっと申し上げかねるわけでございますが、たとえば本年度すでに審査をやりました五県につきましては、一方だけとすれば愛知県のように工業地帯をつくって埋め立てがある、そうしますと、その沖合に漁場をつくるというふうな県の計画も出てきてございませぬ。そういうふうなことで、この計画を具体的には水産庁に上がってございませぬ。審査する段階におきまして、どの部分はどうな漁場に今後していこうかというふうな具体的な計画を県ごとに立てるといふことで考えて参つております。

○橋崎委員 さらにノリに關係をいたしまして、生産は伸びておりますけれども、需要の方との關係は一体どのように見られておるか。これは膨大な投資を行なつて漁場をつくつていくわけですが、償却の問題とも関連をいたしまして、需要との見合いをはつきりしておかぬと、価格は現に下がつておるし、そういう点の見通しについてお伺いします。

○橋崎委員 数字的には私、今ちょっと申し上げかねるわけでございますが、たとえば本年度すでに審査をやりました五県につきましては、一方だけとすれば愛知県のように工業地帯をつくって埋め立てがある、そうしますと、その沖合に漁場をつくるというふうな県の計画も出てきてございませぬ。そういうふうなことで、この計画を具体的には水産庁に上がってございませぬ。審査する段階におきまして、どの部分はどうな漁場に今後していこうかというふうな具体的な計画を県ごとに立てるといふことで考えて参つております。

○中野説明員 構造改善事業といつたしましては、二県以上にまたがるような事業は考えておりませぬ。

○橋崎委員 考えておりませぬと申すに、そういうものを考える必要はないかとお伺いしておるわけですが、

○中野説明員 たとえば瀬戸内海のようなところで事業をやつていけるといふことではないわけでありませぬ。この予算でもすでに認めいただいた予算もターというふうなものを国でつくりまして、それを地元でやつていただくというふうな別途の事業としては考えておるわけでありませぬ。ただ知事が立てて参ります計画について、二県の知事があわせて一つの計画を立てるといふふうなことは現在のところ考えておりませぬが、今後検討したいと思つては、

○橋崎委員 それでは、先ほどお願いいたしましたように、沿岸漁業の構造改善事業の全貌についての資料を午後いただいた質問をしたいと思います。

○長谷川委員長 玉置一徳君。玉置委員 昨日の質疑で質問された点もございまして若干重複するかと思つては、農基法の展開にあたりまして非常に重要な問題でありますので、私からあらためて質問をいたしたい、かように思つては、

重政農林大臣が昨年に就任されましてから、農業金融制度を早急に整備拡充しようというので、農地担保金融と債券の発行とか、あるいは農地銀行の創設というふうなものが新聞紙上ににぎわしまして、日本の農民は非常に期待のうちにこの結末がどのように打ち出されるかを注目しておつたわけでありませぬが、各般にわたる検討を加えられた結果、農地法その他と抵触するといふようなことで、結局のところたゞいま提案されております農林漁業経営構造改善資金の創設を骨子とする公庫法の一部改正という形になつたわけでありませぬ。農業金融の要請が長期低利金融制度の確立であるといふような点から考えまして、とりあえず三分五厘金融の道が開かれましたことは、多年の要望にこたへることとございませぬ。まことにその労を多とすると、

○橋崎委員 それでは、先ほどお願いいたしましたように、沿岸漁業の構造改善事業の全貌についての資料を午後いただいた質問をしたいと思います。

○橋崎委員 それでは、先ほどお願いいたしましたように、沿岸漁業の構造改善事業の全貌についての資料を午後いただいた質問をしたいと思います。

われておりました農業金融制度の交通整理あるいは農業金融全般にわたる適正金利水準の設定というより、適正金利水準の設定というよりは複雑多岐にわたってしまつて、将来の課題として残つてしまつたといわざるを得ないと思ひます。そこで、これらの根本問題についてどうお考えになつておられるか。きのうも質疑応答があつたらしいのでありますが、目下研究中であるというふうなことで、根本的なお答えがなかつたように聞いておりますので、本件審議と関連がございますので、二、三の点にわたつてまいらうかというふうに今とこ考慮しておるかというところを率直に御答弁いただきたい。もしもそれが政策的な問題になりまふときは大臣の質問に留保したい、かように思つておられます。

そこで第一点でございますが、御承知の通り農業基本法が施行されて各般の力が打たれておるわけでありまして、農業金融として、この農地法の精神を生かして、これを展開していくのは農業金融施策上考慮すべき点は何と何であるかということをお答えいただきたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 農地担保金融をこの際拡充していくということにつきましても、農林省といたしまして、昨年の夏から相当の期間にわたつて、研究を重ねたのでございます。一方におきまして、現に農地法というものが従来の農業政策の根幹をなすものとしてあるわけでございますが、その農地法と、新しい農業金融の展開する道として農地担保金融というものを制度化していくことにつきましても、ある程度の考え方の矛盾があるの

でございます。と申しますのは、農地法そのものは現に農地を担保にするのを禁止しておるわけでもございませぬ。ただ農地法の基本的な柱でありまして自作農主義あるいは土地の各種の制限その他権利の移動の制限というものは、農地担保金融を直接には禁止しては、農地を担保にすることにいたつても、農地を担保にすることに相対的な制限の要素になつておるわけでございます。従つて農地担保金融というものを全面的に農業金融の新しい手段としてやりますには、どうしても農地法そのものを大幅に改正するかしなければ、新しく農地担保金融というものを金融の有効な手段として実施することはなかなか困難である。しかしながら一方におきまして農地法というものは現在までの農業政策の根幹として、農地改革以後の農政の柱となつてきたものでございませぬ。これを改正するということもまた十分慎重な検討を要することもありまふので、その農地法の改正につきましても、単に農地担保金融という角度からだけでなく、農地制度全般について広範な研究をする必要があるというところで、現在農林省の中に学識経験者によりまして農地制度研究会というのを設けまして、全面的な検討をお願いしておりますのでそれらの結論を待つた上で、農地担保金融の本来の問題についてもあらためて考えるということにいたしまして、現在の農地法の精神を動かさず、またその内容となつていろいろの制度を変えないで、現状においてできるだけ地を担保にして農家が金融を受けやすい態勢に持つていくということ、今回の新制度におきましては、農林金融公庫か

ら、従来よりもっと農地の担保価値を引き上げて、また積極的にそれを担保にして貸し出す態勢をつくつていく、こういう考え方をとつて新制度に取り入れた次第でございます。

○玉置委員 それでは、今のお答えでその経過はよくわかりましたが、農林省の中で学識経験者をもつてする農地制度そのものの検討を加えておいてになりまふ結果を見て、さらに思い切つて充実した金融制度をしくこともあり得る、またしたいというふうなことで、その間農地法の精神に抵触しない範囲内で拡充したのだというふうに考へてよろしうございませぬか。

○松岡(亮)政府委員 その通りでございます。

○玉置委員 そこで、先ほど冒頭に申し上げました通り、三分五厘に金融の道を開かれたことは多とするわけでありませぬし、いろいろの点にわたつて金利が低くなつたことも事実であります。そこで先刻御質疑もございませぬし、それが非常に区々になつたという点が第一点と、第二点といたしましては、従来の委員会におきましても、他国の金利その他を見まして、どうしても成長度の少ない農林金融にはもう少し低利長期でなければならぬのだというように多年主張されてきたわけでありませぬが、一体適正金利水準というものはどの程度であるのが妥当であると思ひになるか。

○松岡(亮)政府委員 農業の適正金利水準というものはどのくらいであるかというところは、非常にむずかしい問題であるかと思つております。これは実は昨年もいろいろの学識経験者あるいは専門家などの意見を聞きまして、

どの辺が適正金利であるか、またその適正金利を算出するにはいかにしたらよろしいであろうかというふうなことをいろいろと御検討願つたのでありませぬが、結局結論を得なかつたような次第でございます。どの辺がいいかというところは、農業経営のいろいろあり方も異なりますし、また一般の金利水準というものが非常に変動しますし、いろいろな価格その他の条件も変わりますので、ある時期にどの水準が適正であるかというところは、一時的になかなか申し上げかねるのでございませぬ。しかしながらわれわれといたしましては、系統金融の現状の一般の金利はもちろんで、各種の制度金融がございませぬが、その全体としての金利のあり方は、まだ日本農業の現状からいたしましてや高いのではないかと、制度金融につきましてもそういう感じを持つておるのでございませぬ。今後まだこれを引き下げるように努力する必要があります。新制度につきましては、特にそのような努力をいたしたわけでございますが、これはまだ全体の金利水準を下げるところまで至つておりませぬので、その点は今後ともますます努力をいたしたい、かように考へております。

○玉置委員 農業の適正金利水準を定めるところが非常にむずかしいこととは了解できるわけでありませぬが、ともかく工業の成長度合いが非常に大きい現状におきまして、しかも農業基本法でいう所得の格差をなくしていかうという努力を、ここ当分十年なら十年の目標をもつてやつていくためには、制度金融としても、あるいは逆に制度金融ではなしに、金融政策としても、

当面とありあえず目標にしなければならぬ一つの基準というものがおのずからできてくるのではないかと、こういうふうに思つております。今のお話もよくわかりませぬが、事務的に考へて、当面の水準をいままで持つていかなければならぬと思ひになるのか、事務的な答えをお願いしたい。

○松岡(亮)政府委員 これもはなただどうもむずかしい御質問でございます。私どもは事務的にどのくらいのことか、こつくり切つて申し上げることはなかなか困難でございますが、感じるところをざつぱらに申し上げますと、農業近代化資金の六分五厘というの指標になるのか。そのほか各種の制度金融にはそれ以上のものがございませぬが、一般的な水準としては、農業近代化資金の六分五厘という一つの指標になる。それから特に政策的には強力に推進するような性格の制度金融につきましては、それ以下で、今回は三分五厘を一つの目標として努力をいたしたわけでございますが、その辺に一つの努力目標というものはあるようにも感ぜられるのでございませぬ。しかしこれは事務局といたしましては割り切つたことを申し上げることは非常にむずかしいのでございませぬ。

○玉置委員 私たちは逆に農業近代化資金の六分五厘ではなくて、三分五厘が通常の農業金融の指標である、制度金融はそれ以上でなければならぬ、こつくり切つて、ここで申し上げてもしょうがないことではございませぬ。現在までに金利水準の検討の加えられたいろいろな資料並びに外国の農業金融の例、その他を参考に資料にしてお配

りいただきたい、こう思います。

○松岡(亮)政府委員 現在までに検討を加えました金利に関する資料というのはどういふ資料か、ちよつとなんでございませうが、現状において各種の金利、ことに農業外との比較においてどういふことになつておるか、それから国際的に外国の各種の農業金融の金利との関係、そういう資料につきましましては、別途資料として提出させていただきます。

○玉置委員 そこで話を交えて、現在大体一カ年間に農協、信連、農林中金を通じて農家の預託いたしました預金が幾らかで、それからそれを農業外に貸し出す金が幾ら、それから農家に還元されるものが幾らであるか、お答えいただきたい。

○松岡(亮)政府委員 三十七年十月、つまり昨年十月現在におきまして、単協において農家から受け入れた貯金が一兆一千八百六十八億、この中には定期的な預金もございませうし、当座的な預金もございませうし、定期的な預金の方がやや大きいのでございませう。それからさらに信連の段階に入りますと、下から集まりました集金、これは県段階のほかに連合会から入つたものもありませうが、主として単協から上がりました貯金が六千七百二十六億円でございませう。それから農林中金の段階に入りますと二千七百二十五億円の預金がございませう。これに對しまして貸し出してございませうが、末端の単協におきまして貸し付けられた額は五千六百三十億円、それから信連においての貸し出しは二千九百五十四億円、それから農林中金からの貸し出しは三千七百十七億円でございませう。この貸し出し

のうち、信連におきまして員外に貸し付けたものが千三億円でございませうが、約千億円、それから農林中金の段階で非所屬団体、つまりメンバー以外の団体に貸し付けたものが二千八百五億円でございませう。

○玉置委員 そうしますと、上にいきますほど、かなりの員外あるいは非所屬団体の貸付が出ておるわけでありませう。これは大体どういふ原因でございませうかを一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 農林中金なり信連の段階で非所屬団体あるいは員外に貸し付けたものの中には、短期的にはもとに余裕で貸したもので、一種の形で貸し出されたものが相当ございませうが、そのほかに、農業の関連産業、たとえば農産物の加工業等に対して貸し出したものが相当ございませう。これは一面においては、農業の振興にも役立つことと、法律上も認められておるものでございませうが、そのほか信連、これは農中にもございませうが、きわめて短期のものでございませうが、コールに出しているものがある。信連の員外の貸付はコールが非常に多いのでございませう。これはきわめて短い期間の貸し出しで、比較的有利な運用でございませう。その運用益を系統に対する貸し出しの金利の引き下げあるいは預金の方の奨励施設に回すというふうなことが行なわれておるんですが、うなことが行なわれておるんですが、上っております。それから農林中金では、今のような性格のものほかに、インター・バンク、銀行間の貸し出し、これもきわめて短い性格の運用で

ございませう。そういうふうな運用がございませう。

○玉置委員 私は、信連や農中の性質上、ほか運用益を出すところがありませんから、非常に遺憾なことでありませうが、こういう形になるのだからと思ひます。ある意味では必然なところもあるかと思ひます。けれども、これを思い切つて農家に還元されるようなことになれば、しかもそれが、農中あるいは信連の運用にも差しつかえないことにはない、こう思ひます。

○松岡(亮)政府委員 先般創設された近代化資金の助成法もこの意味だろふと思ひます。あれは近代化資金助成法という名前をつけたところ間違ひがあつた、あれは農協系統資金の農家還元促進法というふうな名前をつけておけば、そのままびつたりといつたのではないかと。今度変更されましたら、な制度金融がこのまま拡充され、成長して参りますと、これこそ近代化資金助成法になるのであつて、今の近代化資金助成法は、過日の提案理由の中に説明されております通り、系統資金の運用を活発ならしめるためにこしらへたというわけでありませう。そのもの自体が近代化資金を助成するというわけでもないと思ひます。運用は、市中銀行と違ひましてあぶないことがございませう。そういうような助成をもう少し大幅にされることによつて思い切つた資金が還元されるのじゃないか。しかも片一方では、市中銀行にまであれをやつていくというふうなことをしないでも、この膨大な預金があるまま還元されるような仕組みをさやつてい

ば、このことができるのではないかと。いづれ最後にお伺ひいたしますが、金融機関の交通整理というふうな問題も、こういうところにあるのじゃないか。交通整理をただの形式上の交通整理でなく、農協資金が農家に還元されるような方向でもつて交通整理ができるならはわれわれ非常にありがたい、こう思ひます。この資料を提出していただいてもいいのですが、金融機関のことですから御遠慮申し上げて、自創資金の方に移行したいと思ひます。

先ほど標準金利の測定はわずかしいとお話がありました。自創資金の方では、だれでも、宙でも、しるうとでもわかり得るはずだと思ひます。自創資金の金利の要素を算出すべき諸元は、一体どういふものであるか、算出する方式はどうだ、従つて、現在算出するばどのくらいになるのが算出であるというところを、政策的に要りませんか、事務的にお考えいただきたいものを、お答えいただきたい、こう思ひます。

○松岡(亮)政府委員 自創資金の金利を定める諸元と申しますと、これは非常に多いわけでございます。変動する農産物価格も確かにその諸元でございますし、どういふ経営階層をとるかというところも諸元の一つでございます。現在までやつて参りました考え方としては、農家経済の余剰を考へまして、その範囲内で償還し得るといふことを前提にして、大体土地の購入はどのくらい行なわれておるか、その購入された土地において生産力がどれだけふえるであらうか、そのふえた余剰の範囲内で償還し得るといふことを目安にしまして、現状の五分、二十年というも

のが、きまつておるのでございませう。

○玉置委員 よくわかりませうけれども、まず補作を例にとつてみますと、はたして日本じゅうの農地の平均価格は幾らか、反収三石幾らと見てすぐに算出ですが、一体幾らになるか。それを半分と見たような場合に、逆算すると幾らになる、その答えをちよつとお伺ひしたい。

○松岡(亮)政府委員 現在、自創資金の利子など考へておりますときの土地の時価は、田畑平均して十七万円と踏んでおるのでございませう。これは不動産研究所の宅地調査、売買事例価格の宅地調査から出したものでございませうが、それを前提としたとして大体一戸当たりどのくらい買つかというところも出せるわけでございますが、そういうものを考へまして、農家経済余剰は農家経済調査によりましてたしか五、六万円だつたと思ひます。その経済余剰の中で、それだけの金を借りました場合、地価をそういう前提にいたしました借りました場合に、その余剰の範囲、しかもその余剰を全部使わないで半分ぐらひで返し得る条機というものを考へておるのでございませう。

○玉置委員 田畑平均十七万円のうちに、田だけとりまして幾らということになりませうと、私たちの計算ではどうも余剰というもので出てくるような要素がないのです。従つて金利というものはもっと安くなければ制度金融としてはお話にならないと思ひますが、これは後日にまた譲るといたしまして、そこでお伺ひ申し上げたいのは、自創資金が二、三年、ある昨年年

昨年あるいは一昨年をとっていただきまして、大抵どういふように消化されておるか。と申しますのは、害災とか借金整理というふうなもの、そのうち幾らで、それから経営拡大と見られるやつ、取得が幾ら、こういうふうに二つに分けてお話を願いたいと思います。

○任田政府委員 逐次予算のワケは拡大させておたわけでありまして、ここ三十四年、五年、六年の例を申し上げたいと思います。三十四年におきましては合計百億を予定いたしました、取得の方は二十六億七千七百万円、相続が二億七千七百万円、維持の方が七十億四千六百万円、このように考えておたわけでありまして、これに對しまして取得は二十六億六千六百万円、相続におきましては七千万円、維持の方におきましては百二億四千万円ということになっております。このほかに約二十九億五千百万円の追加がございますが、この追加はおそらく維持の方へ回っていらっしゃるものと思われま

それから次は三十五年でございますが、三十五年では総額百三十億を予定いたしました。そのうち取得におきましては四十一億、相続が四億、維持が八十五億ということになっておたわけでありまして、実績といたしましては取得が三十八億八千九百万円、相続が九千七百万円、維持の方では九十億一千二百万円というところで、合計いたしますと百二十九億九千九百万円ということになって参ります。

それから一昨年の三十六年度でございますが、これは合計百六十億を当初予定いたしました、そのうち取得が百億、相続が三億九千万円、維持が五十

六億一千万円でございます。実績におきましては、取得が六十五億六千万円、相続が一億五千四百万円、維持におきましては百二億一千九百万円、合計いたしました百六十九億三千四百万円となります。もとも当初の計画より超過いたしておるわけでありまして、これは追加いたしました八億九千八百万円割入しておるわけでありまして、大体一昨年三十六年度までにおきましてはこのような状況になっておるわけでありまして。

三十七年におきましては、取得が百三十五億、相続は三億、維持は五十七億、計百九十五億と計画をいたしておたわけでございます。

○玉置委員 三十六年に至りまして取得の方がずいぶんふえて参っておりまして、非常にけつこうなことなんです。全般を見ますと自創資金は維持の方がやはり大部分、多いということも言ひ得ると思うのです。そこで、農基法のいうところの経営の拡大ということとを考えた場合に、しかも大体十カ年をめぐらした場合には、全国の土地がどのくらいの移動が行なわれるべきであつて、どのくらいの資金がそれについて必要であるか、従つて、これを促進する要素、先ほどおっしゃいましたような農地法の問題とかいろいろの問題がある、あるいは大土地改良というふうな問題が先行しなければならぬ、これもよくわかりませんが、ただいま申し上げますことは一つの非常な形式的な御質問にしかならないと思ひますけれども、農地の移動がどの程度行なわれるのか、その費用になるのか、それには自創資金の取得というものが年間ど

の程度組まなければならないかといふようなことにつきまして、すぐには無理と思ひますので、次の機会に一つお教えをいただきたい、こう思ひます。

その次に進みまして、これらをお考えますと私は相当な資金が要することになると思ひます。先ほど申しましたように、大土地改良あるいは農地法の問題、あるいは制度上基盤の整備上いろいろの問題が一緒にからまるわけでありまして、相当な資金が必要になる計算になってくると思ひます。

これまた先ほど申しました農業金融の交通整理、ただ形式的な二段階、三段階の交通整理ではなしに、こういうものによる交通整理としてはたして今のようにな百貨店式な金融の方式でやられていけるかどうか、これだけは別個の農地銀行のような名前はどうでもよろしうございしますが、確立しなければ、構造改善資金なんか一緒にしたにやっておる現状では、おそろく無理になつてくる段階があるところである、じやないか、こういう感じがするわけでありまして、どういふようにお感じ取りになっておるか、お答え願ひたい。

○松岡(光)政府委員 ただいまの御質問は、今後農地担保銀行あるいは土地抵当銀行と申しますか、かつてありました勸業あるいは農工銀行、あるいはもつとそれを新しく変えたような方式の金融機関を考へる必要があるのではなからぬか、こういう御質問かと思ひます。これは確かにはそういうこととを研究しなければならぬ段階だんだん近づいておるかとも考へておるわけでございます。一方におきまして農

地法という現在の大法典あるいは大きな制度がございますので、その方はどう考へるかという問題とこれはあわせて考へて参らなければならない性格のものである、金融制度といたしましては現在あります農林中金及び系統金融、農林公庫というものの性格を再検討する必要もだんだん出てくるのではないかと、かようなことをわれわれとしても感じておるのでございます。いづれにいたしましても、土地抵当銀行のような金融機関をつくり出す場合には、その前提として農地制度そのものをどうするかということも慎重に検討する必要があると思ひます。

○玉置委員 最後に、八十万円という限度というものは非常に不満でありまして、このままどんどん整備拡充していただくというふうな意味で、これはこの程度にしておきたいと思ひます。

そこで、経営構造改善事業に對します金融でございますが、私は、経営構造改善と今銘打つておやりになつていられるやうな、それも市町村長に責任を持たして、そして日本全般としての流通の機構とか、いろいろな価格の安定とかいふようなものの整備を待たずして市町村長さんだけに主産地を形成させるというやうなやり方では、これがうまくいくはずがないと思ひます。あります、とりあえず金融面から考へまして、問題は、成長産業でありまして果樹がどの程度であり、畜産がどの程度だといふことはわかつておられますけれども、個々の経営体がおきま

いって、ものそのものを植えて、どういふようにお受け取りをいた

は、もうぼつぼつ考へてもいいのじやないか。真に日本の農業を背負つて立つに足るやうな経営、それが個人の経営であるが共同であるが協業であるが、そういうものを思い切つて伸ばすやうに、そのときは少々無担保でもいいじやないか、町村もしくは府県がほんとうにこれを育成するといふ熱意があれば、その損失補償の制度を設けるといふやうなことに思ひ切つて低利長期の金融をしていかなければならぬのじやないか。ここまではただ構造改善事業として町村に認定されたものには自動的にすべつていけるやうな仕組みになっておるので、どうかでそれをチェックしていくやうな金融のあり方も今後考へていかなければならぬのじやないか。だから豚を購入する、牛を購入する、あるいは果樹を植栽するといふやうな、物によつてのきめ方はありますけれども、経営体そのものをすつと育成してやろうといふやうな意味のものが今まではなかつた。将来はこういうことを十分考へて、金融制度というものを考慮していかなければならぬ段階にきておるのじやないか。畜産も全国平均すれば一・五頭ですが、現状でできないやうなものもどうやって皆さんのおっしゃる多頭飼育にまで持つていくかといふことは、これはもう金融のやり方によるしかさういふことは非常に促進されにくいのじやないか。真の構造改善を行なうならば、町村に一億一千万円をばすだけが、市町村長に責任を持たすだけではない、こう思ひます。見方ではない、こう思ひます。見方

す。
 ○松岡(元)政府委員 前段につきまして、
 しては全く御指摘の通りだと思ひます。
 主産地形成、あるいは選択的拡大とい
 うことで、成長部門の物的な生産力を
 伸ばすということももちろん必要であ
 ると思ふのでありますけれども、特に
 果樹部門とか畜産部門というような成
 長部門につきましては、まだ経営的な
 基盤ができていない面が強い、こ
 ういうように考えられますので、今
 回の新しい制度におきましても、選択
 的拡大ということも必要でございます
 し、それもねらいといたしておるので
 ございますが、果樹なり畜産なりある
 いは一般の農業構造改善事業に含ま
 れておる各種の経営方式等につきま
 して、その基盤を確立するということ
 を重点に置きまして融資を進めて参り
 たいというように考えておるのでござ
 います。その際におきまして無担保でも
 融資するということを考えてはどうか
 というお話でございますが、これはそ
 のお言葉の限りにおいて別に異論を申
 し立てる筋合いではございませんが、
 私どももいたしましては、できるだけ
 経営の基盤を強固たるものにするよう
 に指導も加え、また金融するにあつ
 ては、償還条件を特に有利にし、緩和
 して、償還がしやすいようにし、それ
 で経営の計画的な拡大なりあるいは経
 営の内容の改善等ということ自体が融資
 に対する担保になるように指導して参
 りたい、かように考えておるのでござ
 います。しかし、金融機関から融資す
 るにあたりましては、現在においてはほ
 とんど人的保証で貸しておることが多
 いわけですから、しかし、だんだん融資
 の額をふやし、また長期に貸すとなリ

す、人的な保証では農家が保証を得
 られない、逆に保証に立ってくれる人
 がいない、むしろ自分の財産の上に抵
 当権を設定した方がよろしい、また金
 融機関としても貸しやすいくということ
 にもなつて参りますので、そうしなく
 ても、一般財産は、農地を含めまして
 人から金を借りた場合には担保になる
 わけでありますから他の債権者に逆に
 優先的に弁済されるということもあり
 得るわけでございます。金融機関とし
 ては、他の債権者に優先して弁済を受
 けるために抵当権を設定していくとい
 う方が、金融機関としても貸しやす
 し、農家としても借りやすいというこ
 とにもなるのでございますので、農地
 担保の道は、できるだけ拡充して農家
 の便宜になるように運用して参りた
 い、そういうように考えておる次第で
 ございます。

○玉置委員 時間もありませんのでこ
 れをもつて最後にしたいと思います
 が、その次に農業近代化資金助成法の
 一部改正の点であります。「農家の
 預貯金等を長期低利の農業関係施設資
 金として還元することをねらいとし、
 このため農業協同組合系統機関の資金
 を活用することとして創設されたもの
 でありまして」と書いておりました。
 「農業系統融資機関から資金を借り
 たい農業者等に農業近代化資金を借
 入れる道を開く」とござりますが、私
 は時間がありませんで自分で申し上
 げますが、市中銀行に預けている人々
 はかなり裕福だと思ふのです。大口が
 多いと思ひます。ごくたまに農協がな
 んいような場所のへんびなところ、こ
 ういうところは郵便局に預けたりいた
 ますけれども、従つて、先ほど申し上

げました通り、農林中金とか信連とい
 うようなものに手の打ち方によつては
 まだまだ農民へ還元する資金がある。
 その方が先であつて、市中銀行にこ
 ういうものを貸し出させる一つのも
 とをつくる、このこと自体は大した問題
 はないと思ひますけれども、私も単位
 農協長をしておる者といつたしまして
 は、どうもあとあとかなりの問題がこ
 れを契機としてだんだん起つてくる
 ように思ふのです。それは、前に農林
 中金の貸し出しの問題で五〇％実農民
 保有の資金のところは貸していいじや
 ないかという法案が提案されました
 ときに、ついでにどうでもいいじやない
 かというふうなことで森永、明治にも
 貸し出しすることがたしかでございま
 思ふ。ああいうふうないきさつが、
 つい起り得る機運をつくるものとだ
 ころ、非非常に感ずるもので、私の
 起ころぬかといふことを感ずるもので
 起ころぬかといふことを感ずるもので
 起ころぬかといふことを感ずるもので

の参考人を呼んでやつていたたかな
 ければどうも案議に自信がないとい
 うのが現状でありまして、これは委員
 さん初め理事さんの皆さんと御相談申
 し上げてのことであります。そういう
 う心配に対してはどういうふうにお考
 えになつておるかといふこと、もう
 一点ついでに一緒にお答えをいたした
 たいのは、先ほど来お話をいたしました
 たいのは、農林金融の交通整理とい
 うのは、ただ二段階三段階の問題じや
 なくて、本質的に違う。金融を何もか
 も持つておるために、非常な金利の違
 ちのものを——しかもこれは年々変わ
 ります。農家の方々としても、それが何
 分五厘でそれが何分五厘だつた、去年

で借りておつたのがことしはどうなる
 のだらう、一々毎年考えなければいか
 んというのが現状でありますから、な
 るべく近い(機会)にこういう問題の処理
 もせなければならぬ時期にいいよ
 きたのじやないだらうか、こう思ひま
 す。この二点についてのお答えをいた
 だきまして私の質問を終わりたい、か
 ように思ひます。

○松岡(元)政府委員 第一点の、系統
 以外の金融機関を融資機関に加えると
 いう点につきましては、地方の実態を
 見たり聞いたりいたしますときに、た
 とえば庄内地方というところに、
 は、地元の、それは両羽銀行とい
 ましたか、銀行と農家との取引は非常
 多でございます。これは庄内だけ
 ではございませぬ。ほかの地方でも地
 方銀行は農業に対する貸し出しにか
 ら積極的な姿勢を示しておるわけで
 ございます。御指摘のように、銀行と取
 引をするのは比較的富裕な階層が多
 いのではないかと、これは否定できな
 いと思ひますが、農家としては、一般
 に農協だけに預金をして居る人は比
 較的に少ないのでございます。やはりこ
 れは危険の分散といふこともあるかと思
 ひますが、郵便局なり銀行等にも預金
 を持つて居る。その一部は金を借り
 ることについても取引があるといふこと
 と、もう一つは、これは体制の問題で
 ございますが、総合農協の中では近代
 化資金を扱っていない実例もあるので
 ございます。特に、昨日も申し上げま
 したが、三十六年度ではその数は相当
 数に上つたわけですから、これは初年度
 でございますから、あるいはその後にお
 いてはだんだん減つて参つたと思ひま
 すが、やはり弱小単協といひますか、

そういふようなところでは近代化資金
 を扱いかねておるところがございま
 す。また単協によつては、自分のところ
 から農機具なり何なりを買わなけれ
 ば金を貸さないぞというふうな出方を
 するところもあるやに聞いておりま
 す。これは農家としてはどういふ農機
 具を使うかといふことは、やはり自分
 の経営上からの判断があるわけでござ
 いますから、その農家の便宜からい
 づつでも農協であるから買わなけれ
 ばならぬという体制にすることは無理
 がある。少なくとも国が補助をし、県
 が利子補給をするという場合には、系
 統だけの力でやつておるわけではござ
 いませぬから、農家にとつては公平な
 措置としてそういう場合にも融資が受
 けられるようにすべきではないかとい
 うことから考えたのでございますが、
 これはこの構想をつくりますときに、
 系統団体の人も十分協議をし、意見
 も聞いたのでございます。御指摘のよ
 うな御懸念については、実は団体の
 方々はあまり問題にしていないとい
 う実情でございます。

第二点の交通整理の問題でござい
 ますが、これは農業近代化資金制度をつ
 くりましたときに、共同利用施設と個
 人施設につきましては、できるだけ農
 協系統で融資するといふ体制で、一つ
 の整理をやつたことは事実でございま
 す。しかしその後の実態を見ますと、
 系統金融についてはいろいろ地域
 的なアンバランスがございまして、そ
 れで都市的な地方では非常に資金は豊富
 である。ところが最も農業関係の資金
 需要の多い農村的な地域では、需要は
 多いけれども原資がない、こういうよ
 うなアンバランスがあります。それか

で借りておつたのがことしはどうなる
 のだらう、一々毎年考えなければいか
 んというのが現状でありますから、な
 るべく近い(機会)にこういう問題の処理
 もせなければならぬ時期にいいよ
 きたのじやないだらうか、こう思ひま
 す。この二点についてのお答えをいた
 だきまして私の質問を終わりたい、か
 ように思ひます。

○松岡(元)政府委員 第一点の、系統
 以外の金融機関を融資機関に加えると
 いう点につきましては、地方の実態を
 見たり聞いたりいたしますときに、た
 とえば庄内地方というところに、
 は、地元の、それは両羽銀行とい
 ましたか、銀行と農家との取引は非常
 多でございます。これは庄内だけ
 ではございませぬ。ほかの地方でも地
 方銀行は農業に対する貸し出しにか
 ら積極的な姿勢を示しておるわけで
 ございます。御指摘のように、銀行と取
 引をするのは比較的富裕な階層が多
 いのではないかと、これは否定できな
 いと思ひますが、農家としては、一般
 に農協だけに預金をして居る人は比
 較的に少ないのでございます。やはりこ
 れは危険の分散といふこともあるかと思
 ひますが、郵便局なり銀行等にも預金
 を持つて居る。その一部は金を借り
 ることについても取引があるといふこと
 と、もう一つは、これは体制の問題で
 ございますが、総合農協の中では近代
 化資金を扱っていない実例もあるので
 ございます。特に、昨日も申し上げま
 したが、三十六年度ではその数は相当
 数に上つたわけですから、これは初年度
 でございますから、あるいはその後にお
 いてはだんだん減つて参つたと思ひま
 すが、やはり弱小単協といひますか、

そういふようなところでは近代化資金
 を扱いかねておるところがございま
 す。また単協によつては、自分のところ
 から農機具なり何なりを買わなけれ
 ば金を貸さないぞというふうな出方を
 するところもあるやに聞いておりま
 す。これは農家としてはどういふ農機
 具を使うかといふことは、やはり自分
 の経営上からの判断があるわけでござ
 いますから、その農家の便宜からい
 づつでも農協であるから買わなけれ
 ばならぬという体制にすることは無理
 がある。少なくとも国が補助をし、県
 が利子補給をするという場合には、系
 統だけの力でやつておるわけではござ
 いませぬから、農家にとつては公平な
 措置としてそういう場合にも融資が受
 けられるようにすべきではないかとい
 うことから考えたのでございますが、
 これはこの構想をつくりますときに、
 系統団体の人も十分協議をし、意見
 も聞いたのでございます。御指摘のよ
 うな御懸念については、実は団体の
 方々はあまり問題にしていないとい
 う実情でございます。

第二点の交通整理の問題でござい
 ますが、これは農業近代化資金制度をつ
 くりましたときに、共同利用施設と個
 人施設につきましては、できるだけ農
 協系統で融資するといふ体制で、一つ
 の整理をやつたことは事実でございま
 す。しかしその後の実態を見ますと、
 系統金融についてはいろいろ地域
 的なアンバランスがございまして、そ
 れで都市的な地方では非常に資金は豊富
 である。ところが最も農業関係の資金
 需要の多い農村的な地域では、需要は
 多いけれども原資がない、こういうよ
 うなアンバランスがあります。それか

で借りておつたのがことしはどうなる
 のだらう、一々毎年考えなければいか
 んというのが現状でありますから、な
 るべく近い(機会)にこういう問題の処理
 もせなければならぬ時期にいいよ
 きたのじやないだらうか、こう思ひま
 す。この二点についてのお答えをいた
 だきまして私の質問を終わりたい、か
 ように思ひます。

ら系統の原資は、その性格上あまり長期の運用ができないというようなことで一部今度公庫資金に戻したような格好になっておりますけれども、しかしこれは実質上から言いますと、重複はないように考えておるわけでございます。その点近代化資金制度を創設したときの交通整理を、今回また混濁させたというようには私どもは考えておりませんが、農林公庫資金その他の制度金融が全体として複雑化しつつあり、新制度を加えることによつて一そう複雑化するということが否定できませんので、今後これをできるだけ簡素な体制にしなければならぬということは御指摘の通り今後の研究課題としてやつて参りたい、かように考えます。

○長谷川委員長 次会は明十四日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会